

# 学校いじめ防止基本方針

## 鳴門教育大学附属特別支援学校

### 1 いじめ防止などについての基本方針

- ・「いじめは決して許されない」という強い認識に立ち、心通い合う人間関係を築きあげる。
- ・児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ・どの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題としてとらえ、すべての教職員が未然防止に取り組む。
- ・ささいな兆候も見逃さず早期発見に努め、複数の教職員で関わり問題解決を図る。
- ・いじめ問題に対しては常に被害児童生徒の立場に立ち、速やかに組織的に対応する。
- ・加害児童生徒に対しては毅然とした態度で指導する。
- ・学校と家庭、関係機関との連携を大事にし、児童生徒が多くの目で見守られるように努める。

### 2 いじめ防止などの対策のための組織

#### (1) 学校内の組織

##### ① 「学部会」

- ・学部の教職員で児童生徒について、現状や指導の情報交換、および対応について共通理解する。

##### ② 「職員会議」

- ・全校教職員で児童生徒について、現状や指導の情報交換、および対応について話し合う。

##### ③ 「いじめ対策委員会」

- ・いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことがないよう組織として対応する。よって「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて、対策会議を開催する。

#### <委員会のメンバー>

校長、教頭、指導教諭、全学部主事、人権教育主事、生徒指導主事、養護教諭、  
特別支援教育コーディネーター、該当学級担任

(必要に応じて、関係職員、学校医、主治医、看護師、臨床心理士など外部の専門家を加える)

#### (2) 重大事態への対処

いじめによる重大事態(※)および緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により迅速に「緊急いじめ対策委員会」を開き支援体制をとるなどの問題解決にあたる。

また、直ちに鳴門教育大学に報告するとともに、鳴門教育大学と連携して対処する。

※重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 3 いじめの防止などに関する具体的な取り組みについて

#### (1) 未然防止のための取り組み

- ・児童生徒会活動を活発化し、児童生徒会を中心に、児童生徒がお互いに相手を思いやる温かい雰囲気づくりに努める。
- ・協同学習を通して、自分と他人とでは思いや考えが違うということを知る。その中で他人の役に立ったり、認められたりすることで自己有用感や自尊感情を育む。
- ・ケース会議を実施し、全教職員の共通理解のもとで個別の教育的ニーズに即した教育活動を進める。
- ・分かりやすい授業づくりに努め、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) 早期発見への取り組み

- ・担任を中心に、子どもたちの人間関係の把握に努める。
- ・教育相談の実施により、子どもたちとの信頼関係を形成する。
- ・連絡帳を活用することで、日頃から保護者との連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・いじめ実態調査を行う。

#### (3) 早期対応への取り組み

- ・当事者双方および周囲の子どもから聞き取りを行い、迅速かつ正確に事案を把握する。
- ・教職員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・鳴門教育大学や関係機関との連絡調整を行う。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・ネット上のいじめに対しては、日頃から情報モラル教育の充実を図る。保護者に対しても、啓発を行う。必要に応じて、警察やプロバイダーと連携して対応する。

#### (4) いじめへの対処

- ・いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行うとともに、二度といじめを起こさない環境をつくる。
- ・「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全教職員で子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを行う。

### 4 校内研修

- ・児童生徒理解に関する研修、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する研修を行う。

### 5 取り組みの評価

- ・いじめ問題への取り組みについて、学校評価の項目に加え、取り組みを評価する。
- ・PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取り組み評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- ・期待するような指標などの改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。

10 年間計画

	「いじめ対策委員会」など	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	対策委員会 ↓ ・指導体制, 指導計画の確認 ↓ 職員会議で共通理解 校内研修 保護者総会での保護者向け啓発	学級づくり 人間関係づくり 日常観察 個人懇談	連絡帳による連携 日常観察
5月			
6月	職員研修 (資料回覧・周知)		
7月		家庭訪問	
8月	職員研修 1学期取り組み点検評価・改善		
9月		日常観察	連絡帳による連携 日常観察
10月	企画管理委員会 (対策委員会) における情報交換 ↓ 職員会議で周知・共通理解		
11月			
12月	職員研修 (資料回覧・周知)		
1月	職員研修 (学部会) 保護者・職員を対象とした チェックリストの配付 【学校評価】		
2月		個人懇談	
3月	対策委員会 ↓ ・本年度のまとめ ・次年度の課題 ↓ 職員会議で共通理解		